

## 専門作業療法士制度に係る大学院との連携

### 【大学院との連携における具体的な手続き】

大学院との連携の具体的な手続きとしては、「単位認定審査」「単位認定継続確認」「単位再認定審査」「単位認定の取り消し」などである。

#### 1. 単位認定審査（図1）

##### （1）申請書類の提出

専門作業療法士養成において連携を開始しようとする大学院は、専門作業療法士専門分野（以下：専門分野）ごとに申請書類（様式1）および当該専門分野の大学院授業科目シラバス等がわかる資料を添えて、協会に提出する。

##### （2）単位認定審査

教育部生涯教育委員会専門作業療法士制度班は、提出された申請書類および資料をもとに、専門分野ごとに研修項目シラバスとの整合性について審査し、大学院授業科目シラバスと専門分野研修カリキュラムシラバスとの単位互換（単位認定）の可否を判断する。判断にあたっては、大学院シラバスと専門分野シラバスを確認し、大学院での授業内容および時間（単位）数が専門分野の研修項目の内容および時間（単位）をみかしているかを判断する。なお、単位認定審査のプロセスにおいては、必要に応じて専門分野ワーキンググループと連携を取りながらとりおこなうものとする。専門作業療法士制度班は、単位認定審査結果（様式2）を作成し、理事会へ上程する。

##### （3）理事会承認

協会理事会は、教育部から提出された専門分野申請書類および単位認定審査結果（様式2）をもとに当該専門分野における大学院との連携にかかる可否について審議をおこなう。なお、承認日は、協会理事会承認日とする。

##### （4）申請大学院への結果の通知

協会は、審査の結果（様式3）を申請大学院に通知するものとする。

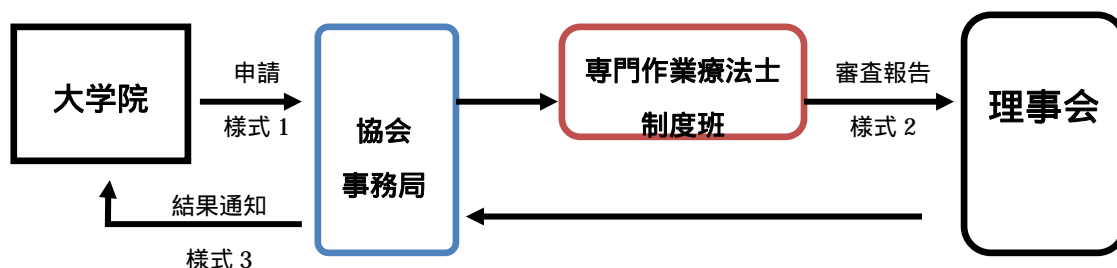


図1 単位認定審査の流れ

## 2．単位認定継続確認

- (1) 専門作業療法士制度班は、専門分野において単位認定された大学院の授業科目が継続して開講されているかを確認するために、年に一度、大学院に単位認定確認書（様式4）を送付する。
- (2) 具体的手続きとして、大学院は、協会事務局から送付された確認書に必要事項を記入し、協会事務局に返送する。授業科目の内容等に変更が生じた場合、大学院は、次項に規定する単位認定に関する「再審査」あるいは「取り消し」を行う。

## 3．単位認定再審査

- (1) 大学院の授業科目担当者が退職、異動等の理由で、大学院の授業科目は継続して開講されるが、科目名、或いは、シラパスの内容等が変更になった場合は、すみやかに単位認定再審査申請（様式5）を行う。
- (2) 具体的手続きは、上記単位認定審査の手続きに準ずる。

## 4．単位認定の取り消し

- (1) 大学院の授業科目担当者が退職、異動等の理由で、当該分野の継続が出来なくなった場合には、専門分野の認定は取消となる。
- (2) 大学院は、専門分野連携取消申請書にて、取消となる専門分野の授業科目等をすみやかに協会事務局へ連絡するものとする。

大学院連携の手続きは上記のとおりとなる。ただし、申請を行う前段階として、協会は大学院側の意向調査等を実施し、情報を事前に得ておく必要がある。大学院連携の開始より当分の間、専門作業療法士制度班は、申請を行おうとする大学院の専門分野担当者に対して必要に応じて説明、協議を行い、連携が潤滑に行われるように調整する。

### 【広報】

協会ホームページおよび日本作業療法士協会誌にて専門分野ごとに、大学院名、取得可能な科目名、問い合わせ先などを明記し会員へ周知する。協会ホームページには、連携大学院の一覧を掲載し、会員が行う手続き等について概説する。また、連携が承認された各大学院においては、ホームページや配布資料等で本制度の掲載を可能とする。